人事異動

内閣

○農林水産大臣臨時代理
　国務大臣　石原　伸晃
農林水産大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○外務大臣臨時代理
　外務大臣　同　岸田文雄
外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上八月十三日）

外務省

（在バングラデシュ日本国大使館参事官（公使））外務事務官　南　博之
在カナダ日本国大使館参事官に配置換する
勤務カナダ国駐箚特命全権大使を補佐しカナダ国に在勤する朝聞公使の名称を与える（八月七日）
（北米局北米第二課長）外務事務官　大鶴　哲也
中南米局南米課長に配置換する
（国際情報統括官付国際情報官）
（第三国際情報官室担当））同　濱田　隆
大臣官房に配置換する
人事院規則一一―四第三条第一項第一号により休職にする
（大臣官房）同　中條　一夫
国際情報統括官付国際情報官（第三国際情報官室）
担当）に配置換する
（同）同　三浦　潤
北米局北米第二課長に配置換する
（中南米局南米課長）同　清水　享
上在メキシコ日本国大使館参事官に転任させる（以八月八日）
（アジア大洋州局北東アジア課日韓経済室長）外務事務官　丸山　浩平
大臣官房儀典総括官に昇任させる
（在ロシア日本国大使館参事官）
（公使））同　平野　隆一
大臣官房に転任させる
（在ブラジル日本国大使館参事官）同　片平　聡
経済局国際経済課長に転任させる
（経済局国際経済課長）同　永井　克郎
在ベトナム日本国大使館参事官に転任させる
（大臣官房儀典総括官）同　古谷　徳郎
在ロシア日本国大使館参事官に転任させる
在アルメニア日本国大使館に併任する
在トルクメニスタン日本国大使館に併任する
在ベラルーシ日本国大使館に併任する
在バングラデシュ日本国大使館参事官に配置換する（以八月十一日）
（大臣官房）同　松永　健

公告

諸事項

弁理士懲戒処分公告

下記の者について、弁理士法（平成12年法律第49号）第32条第３号の規定に基づき、平成26年７月24日付で業務の禁止の処分を行ったので、同法第36条の規定に基づき公告する。

平成 26 年８月 15 日

経済産業大臣　茂木　敏充

記

弁理士　菅原　弘志
弁理士登録番号　第08361号
弁理士事務所　菅原特許事務所（大阪府箕面市）

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 15 日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成26年７月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エルクホームズ株式会社　卜部　治久　山口県周南市南浦山町２―１　国土交通大臣許可（特―22）第18590号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年７月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 15 日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成26年７月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アートコーポレーション　金丸　政計　岡山県岡山市南区大福908―３　国土交通大臣許可（般・特―23）第24068号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年７月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

無縁墳墓等改葬公告

一般国道106号宮古盛岡横断道路（区界築川地区）工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出下さい。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知下さい。

平成 26 年８月 15 日

東北地方整備局長　縄田　　正

1．墳墓等所在地
　岩手県盛岡市根田茂第８地割68番４
1．墳墓等の名称
　良材善定門、良安禅定尼、秋峯善女、得眼善定女、雪嶺善女、春山了善男
1．死亡者の本籍及び氏名　不詳
1．改葬を行おうとする者
　岩手県盛岡市上田四丁目２番２号
　東北地方整備局
　岩手河川国道事務所長　村井　禎美

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第２５７号
岡山市北区春日町５番６号
申立人　特定非営利活動法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク
本籍岡山県浅口市鴨方町六条院西2565番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岡山県浅口市、死亡年月日平成26年１月14日、出生の場所岡山県浅口郡六条院町、出生年月日昭和22年７月９日、職業無職
被相続人　亡　藤澤　道治
岡山市北区富田町１―６―10東光第一ビル501号
相続財産管理人　弁護士　今井　佳奈
岡山家庭裁判所玉島出張所

平成２６年（家）第７０２８号
広島県廿日市市阿品３丁目11番６号
申立人　粟屋　章二
本籍山口県佐波郡八坂村第158番屋敷、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所山口県佐波郡八坂村、死亡年月日大正13年８月23日、出生の場所不明、出生年月日嘉永６年３月26日、職業不明
被相続人　亡　藤村　善助
山口県山口市阿東篠目1670番地
相続財産管理人　原田　敏直
山口家庭裁判所

平成２６年（家）第４９３号
愛媛県今治市立花町３丁目４番24号
申立人　日浅　憲吾
本籍愛媛県西条市楠甲718番地、最後の住所愛媛県西条市大野190番地１、死亡の場所愛媛県西条市、死亡年月日平成18年５月１日、出生の場所愛媛県周桑郡楠河村、出生年月日明治45年１月６日、職業無職
被相続人　亡　高瀬　梅子
事務所愛媛県西条市北条1630番地６　越智通泰司法書士事務所
相続財産管理人　越智　通泰
松山家庭裁判所西条支部